



# 佐賀県公報

平成20年  
3月31日  
(月曜日)  
第13037号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(二四七・地域福祉課)	二
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(二四八・〃)	二
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	(二四九・長寿社会課)	二
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域の指定	(二五〇・河川砂防課)	二
○県道の路線の廃止	(二五一・道路課)	五
○過疎地域対策緊急措置法に基づく神埼市道に関する改築工事の完了	(二五二・〃)	五
○道路の区域の変更	(二五三・〃)	五
○道路の供用開始	(二五四・〃)	六
○道路の区域の変更	(二五五・〃)	六
○道路の供用開始	(二五六・〃)	六
○道路の区域の変更	(二五七・〃)	六
○道路の供用開始	(二五八・〃)	七
○道路の区域の変更	(二五九・〃)	七
○道路の供用開始	(二六〇・〃)	七
○道路の区域の変更	(二六一・〃)	八
○道路の区域の変更	(二六二・〃)	八
○道路の供用開始	(二六三・〃)	八
○道路の区域の変更	(二六四・〃)	九
○道路の供用開始	(二六五・〃)	九
○道路の区域の変更	(二六六・〃)	九

○道路の供用開始	(二六七・〃)	〇
○道路の区域の変更	(二六八・〃)	〇
○道路の供用開始	(二六九・〃)	〇
○道路の区域の変更	(二七〇・〃)	〇
○道路の供用開始	(二七一・〃)	〇
○道路の区域の変更	(二七二・〃)	〇
○道路の供用開始	(二七三・〃)	〇
○道路の区域の変更	(二七四・〃)	〇
○道路の供用開始	(二七五・〃)	〇
○道路の区域の変更	(二七六・〃)	〇
○道路の供用開始	(二七七・〃)	〇
○道路の区域の変更	(二七八・〃)	〇
○道路の供用開始	(二七九・〃)	〇
○道路の区域の変更	(二八〇・〃)	〇
○道路の供用開始	(二八一・〃)	〇
○道路の区域の変更	(二八二・〃)	〇
○道路の供用開始	(二八三・〃)	〇
○大規模小売店舗の変更に関する公示	(商工課)	二六
○大規模小売店舗の新設に係る意見	(〃)	二六
○大規模小売店舗の変更に係る意見	(〃)	二七
○〃	(〃)	二七
○佐賀市営筑後川下流地区土地改良事業施行同意	(農地整備課)	二八
○平成二十年三月十四日付け佐賀県公報第一三〇三〇号中訂正	(雇用労働課)	二八
○平成二十年三月十八日付け佐賀県公報号外中訂正	(道路課)	二八

### 正誤

### 公 告

○ 告 示

●佐賀県告示第四百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さの眼科	佐賀市兵庫町大字藤木字一本杉四七八番地一	平成二〇・三・一
中島歯科医院	佐賀市北川副町大字光法一四八五番地三	平成二〇・三・一
若楠療育園	鳥栖市弥生が丘二丁目一三四番地	平成一九・三・一
げんき堂薬局 昭和店	武雄市武雄町大字昭和六番地五あさひビル一F	平成二〇・三・一
いなほ薬局	小城市牛津町乙柳一〇九六番地三	平成二〇・一・一八

●佐賀県告示第四百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
中島歯科医院	佐賀市北川副町大字光法一四八七番地	平成二〇・三・一
中央薬局嬉野店	嬉野市嬉野町大字下宿乙九〇六番地	平成二〇・二・一

●佐賀県告示第四百四十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により、指定居

宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
辻薬局 刀町店	唐津市刀町一五一五番地二	平成二〇年三月一八日

●佐賀県告示第五百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

市 町 名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
伊万里市 東山代町滝川内	古場(二〇五II-〇〇八) 古場(二〇五II-〇〇九) 讃岐(二〇五I-〇三四) 下分一(二〇五II-一〇〇) 下分二(二〇五II-〇九九) 滝川内(二〇五I-〇三二) 滝川内二 滝川内一(二〇五I-〇三二一) 滝川内二(二〇五I-〇三二二) 滝川内三(二〇五I-〇三二三) 滝川内四(二〇五II-〇二一一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

<p>伊万里市 東山代町川内野</p>	<p>滝川内四 (二〇五Ⅱ一〇二一―一) 滝川内五(二〇五Ⅱ一〇二一―二) 滝川内六(二〇五Ⅱ一〇二一―三) 滝川内七(二〇五Ⅱ一〇〇五―四) 滝川内八(二〇五Ⅱ一〇〇四―五) 滝川内一〇 (二〇五Ⅱ一〇〇二―) 辻の堂一(二〇五Ⅱ一〇〇六―七) 辻の堂二(二〇五Ⅱ一〇〇七―八) 上讃岐川(二〇五Ⅰ一〇三〇―三〇) 讃岐川 (二〇五Ⅰ一〇三二―一) 讃岐川 (二〇五Ⅰ一〇三二―二) 佐屋川一(二〇五Ⅰ一〇二六―七) 佐屋川二(二〇五Ⅰ一〇二七―八) 佐屋川三(二〇五Ⅰ一〇二八―九) 下分川一(二〇五Ⅱ一〇二二―三) 下分川二(二〇五Ⅱ一〇二三―四) 善久川(二〇五Ⅰ一〇二九―三〇) 西久保川(二〇五Ⅱ一〇二一―二二) 古田川(二〇五Ⅱ一〇二五―二六) 坊主石川(二〇五Ⅱ一〇二四―二五)</p>	<p>土石流</p>
<p>伊万里市 東山代町川内野</p>	<p>川内野 (二〇五Ⅰ一〇三三―一) 川内野 (二〇五Ⅰ一〇三三―二) 川内野一(二〇五Ⅱ一〇一九―二〇) 川内野一 (二〇五Ⅱ一〇二〇―一) 川内野一 (二〇五Ⅱ一〇二〇―二) 川内野一 (二〇五Ⅱ一〇二一―一) 川内野一 (二〇五Ⅱ一〇二一―二)</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>
<p>伊万里市 二里町中里甲</p>	<p>川内野四(二〇五Ⅱ一〇二二―三) 川内野四 (二〇五Ⅱ一〇二三―一) 川内野四 (二〇五Ⅱ一〇二三―二) 川内野五(二〇五Ⅱ一〇二八―九) 川内野六(二〇五Ⅱ一〇一七―八) 川内野七(二〇五Ⅱ一〇一六―七) 川内野八(二〇五Ⅱ一〇一五―六) 川内野九 (二〇五Ⅱ一〇一四―一) 川内野九 (二〇五Ⅱ一〇一四―二) 管木川(二〇五Ⅱ一〇一〇―一) 高原川(二〇五Ⅰ一〇二四―三) 谷川(二〇五Ⅱ一〇〇九―八)</p>	<p>土石流</p>
<p>伊万里市 二里町中里甲</p>	<p>内の馬場(二〇五Ⅰ一〇五七―八) 内の馬場二 (二〇五Ⅱ一〇一一―二) 内の馬場二 (二〇五Ⅱ一〇一一―三) 内の馬場二 (二〇五Ⅱ一〇一一―四) 内の馬場二 (二〇五Ⅱ一〇一一―五) 内の馬場三 (二〇五Ⅱ一〇一三―二) 内の馬場三 (二〇五Ⅱ一〇一一―一) 内の馬場四 (二〇五Ⅱ一〇一〇―) 内の馬場四 (二〇五Ⅱ一〇九八―二) 内の馬場四 (二〇五Ⅱ一〇九八―三) 内の馬場五 (二〇五Ⅱ一〇九―) 内の馬場六 (二〇五Ⅱ一〇八一―) 内の馬場六 (二〇五Ⅱ一〇八一―二)</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>

<p>伊万里市 二里町中里乙</p>	<p>川内一 (二〇五二一〇六) 川内一 (二〇五二一〇七) 川内三 (二〇五二一〇五) 川内四 (二〇五二一〇四一) 川内四 (二〇五二一〇四一二) 川内五 (二〇五二一〇三) 中田一 (二〇五二一〇四) 中田二 (二〇五二一〇二) 松林 (二〇五二一〇三) 吉野一 (二〇五二一〇六一) 吉野一 (二〇五二一〇六一二) 吉野一 (二〇五二一〇六一三) 吉野二 (二〇五二一〇一五) 作井手 (二〇五二一〇五八一) 作井手 (二〇五二一〇五八一) 川内二 (二〇五二一〇五九) 炭山 (二〇五二一〇五六) 炭山二 (二〇五二一〇五五) 炭山 (二〇五二一〇二二) 中里甲川 (二〇五二一〇三八) 内の馬場川 (二〇五二一〇三九) 灰山川 (二〇五二一〇四〇) 高地川 (二〇五二一〇四一) 吉野川 (二〇五二一〇四二) 中古場川 (二〇五二一〇一八) 古子一 (二〇五二一〇六一) 古子一 (二〇五二一〇六一二)</p>	<p>土石流</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>
<p>伊万里市 二里町大里甲</p>	<p>古子一 (二〇五二一〇六一三) 古子四 (二〇五二一〇一六) 川向 (二〇五二一〇六一) 川向 (二〇五二一〇六一二) 川向 (二〇五二一〇六一三) 川向川 (二〇五二一〇四四) 古子川 (二〇五二一〇四五) 南古子川 (二〇五二一〇四六)</p>	<p>土石流</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>
<p>伊万里市 二里町大里乙</p>	<p>江湖の辻 (二〇五二一〇六一) 江湖の辻 (二〇五二一〇六一二) 江湖の辻 (二〇五二一〇六一三) 川東二 (二〇五二一〇二八) 川東三 (二〇五二一〇二七) 川東四 (二〇五二一〇二六) 川東八 (二〇五二一〇二二) 川東一〇 (二〇五二一〇二二) 平沢良川 (二〇五二一〇四三) 高岸川 (二〇五二一〇一九) 大里 (二〇五二一〇四九) 大里二 (二〇五二一〇五〇一) 大里二 (二〇五二一〇五〇二) 福母二 (二〇五二一〇五二一) 福母二 (二〇五二一〇五二二) 福母四 (二〇五二一〇五三) 福母五 (二〇五二一〇五四) 福母六 (二〇五二一〇九五) 福母七 (二〇五二一〇九六) 福母八 (二〇五二一〇九五)</p>	<p>土石流</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>
<p>川原川一</p>	<p>川原川一</p>	<p>土石流</p>	<p></p>

(二〇五I一〇三七)	川原川二		
(二〇五II一〇一六)	丹花川		
(二〇五II一〇一七一)	丹花川		
(二〇五II一〇一七一)	丹花川		

〔次の図〕は、省略し、その図面を佐賀県土づくり本部河川砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する伊万里土木事務所において縦覧に供する。

●佐賀県告示第百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第一項の規定に基づき、次の県の路線を廃止する。

その関係図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
二四四	南佐賀停車場線	南佐賀停車場	二級国道熊本、佐賀線交点(佐賀市)	

●佐賀県告示第百五十二号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定に基づき県が行った次の市道に関する改築工事を完了した。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

市町名	市道の路線名	工事区間	延長メートル	工事の種類	工事完了の日
神崎市	広滝倉谷線	神崎市春振町広滝字中ノ原一八五番一地先から神崎市春振町広滝字勝陣一六一一番六三地先まで	四一・〇	道路改良	平成二〇・三・三

●佐賀県告示第百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	変更前の別	変更後の別
県道 鍋島停車場 東山田線	区間	幅員
	後	延長
佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本	三九・九	三六六・五
佐賀市鍋島町大字森田字二本	七・九	
佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本	二〇・〇	三五九・九
佐賀市鍋島町大字森田字二本	五・〇	
佐賀市鍋島町大字森田字二本	三八一七地先まで	
佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本	三八一七地先まで	
佐賀市鍋島町大字森田字二本	三八一七地先まで	

◎佐賀県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鍋島停車場 東山田線	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本椿一六三〇番四地 先から 佐賀市鍋島町大字森田字二本椿三八一番一七地先 まで	平成二〇・三・三一

◎佐賀県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前後の別	区域	
	前	後		幅員 メートル	延長 メートル

県道 鍋島停車場 線	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本 柳二一四〇番一地从先から 佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本 黒木一五九三番一地从先まで	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本 柳二一四〇番一地从先から 佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本 黒木一五九三番一地从先まで	後	三五・三 七・九	一二三・一
	黒木一五九三番一地从先まで	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本 柳二一四〇番一地从先から 佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本 黒木一五九三番一地从先まで	前	二〇・〇 五・〇	六二五・八

◎佐賀県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鍋島停車場 線	佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本柳二一四〇番一地 先から 佐賀市鍋島町大字八戸溝字二本黒木一五九三番一 地先まで	平成二〇・三・三一

◎佐賀県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		の変更前後の別		幅員の延長	
	前	後	前	後	メートル	メートル
県道 富士三瀬線	佐賀市富士町大字関屋字越道一 五六六番一地从先から	佐賀市富士町大字関屋字越道一 五六〇番三地从先まで	二八・四 七・〇	四〇五・一	四〇四・九	
	佐賀市富士町大字関屋字越道一 五六〇番三地从先まで	佐賀市富士町大字関屋字越道一 五六〇番三地从先まで	一・四	四三・九		
県道 松尾湯の原線	佐賀市富士町大字関屋字越道一 五六〇番三地从先から	佐賀市富士町大字関屋字越道一 七四九番三地从先まで	四九・八 一・〇	二二六・八	二二六・五	
	佐賀市富士町大字関屋字越道一 五六〇番三地从先から	佐賀市富士町大字関屋字越道一 七四九番三地从先まで	三七・五 一・六	一一・六		

●佐賀県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 富士三瀬線	佐賀市富士町大字関屋字越道一五六六番一地从先から 佐賀市富士町大字関屋字越道一五六〇番三地从先まで	平成二〇・三・三一
県道 松尾湯の原線	佐賀市富士町大字関屋字越道一五六〇番三地从先から 佐賀市富士町大字関屋字越道一七四九番三地从先まで	"

●佐賀県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		の変更前後の別		幅員の延長	
	前	後	前	後	メートル	メートル
県道 三瀬神埼線	佐賀市三瀬村藤原字池田三六九 〇番一地从先から	佐賀市三瀬村藤原字池田三六九 三番八地从先まで	五九・四 八・五	一、〇四五・三	二〇・二 六・六	一、〇四五・九
	佐賀市三瀬村藤原字池田三六九 〇番一地从先から	佐賀市三瀬村藤原字池田三六九 三番八地从先まで	六・六	二〇・二		

●佐賀県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬神埼線	佐賀市三瀬村藤原字池田三六九〇番一地从先から 佐賀市三瀬村藤原字岸高二八七三番八地先まで	平成二〇・三・三一

●佐賀県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		区域	
	後	前	幅員メートル	延長メートル
一般国道 四四四号	佐賀市川副町大字早津江字下早八〇一番地先から 佐賀市川副町大字早津江津字堀満九五番二地先まで		一六・八 三・三	八一三・一

●佐賀県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
県道 山本波多津線	伊万里市波多津町津留字川氏二三七三番一地从先から 伊万里市波多津町板木屋敷敷谷一六九番一六地先まで	後	四二・〇 九・七	二八八・一
	伊万里市波多津町津留字川氏二三七三番一地从先から 伊万里市波多津町板木屋敷敷谷一六九番一六地先まで	前	一八・六 一〇・〇	二九七・〇

●佐賀県告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康



路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 山本波多津線	伊万里市波多津町津留字川氏二三七三番一地从 から 伊万里市波多津町板木字屋敷敷谷一六九番一六地 先まで	平成二〇・三・三一

●佐賀県告示第百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区域	
	区	間	幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 二〇四号	伊万里市瀬戸町字新浜一四四六番五地先から	伊万里市瀬戸町字新浜一四四六番五地先から	四〇・六	五四五・六
	伊万里市瀬戸町字瀬戸浜四八八番地先まで	伊万里市瀬戸町字瀬戸浜四八八番地先まで	九・二	
	前	後	幅員 メートル	延長 メートル
	八・三	二七・六	八・三	五三九・六

●佐賀県告示第百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一

日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	伊万里市瀬戸町字新浜一四四六番五地先から 伊万里市瀬戸町字瀬戸浜四八八番地先まで	平成二〇・三・三一

●佐賀県告示第百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区域	
	区	間	幅員 メートル	延長 メートル
県道 梅野有田線	武雄市山内町大字宮野字水尾二五八番一地从先から	武雄市山内町大字宮野字水尾二五八番一地从先から	六三・〇	一、二七六・八
	武雄市山内町大字宮野字奥牟田二四七六五番三二地先まで	武雄市山内町大字宮野字奥牟田二四七六五番三二地先まで	六・六	
	前	後	幅員 メートル	延長 メートル
	六・三	五八・七	六・三	一、二四九・四

●佐賀県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 梅野有田線	武雄市山内町大字宮野字水尾二五八番一地先から 武雄市山内町大字宮野字奥牟田二四七六五番三二 地先まで	平成二〇・三・三一

●佐賀県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前後の別	区域	
	前	後		幅員 メートル	延長 メートル

一般国道 四九八号	武雄市橋町大字大日字小野原三 四五九番地先から 武雄市橋町大字片白字馬場九七 八二番地先まで	武雄市橋町大字大日字小野原三 四五九番地先から 武雄市橋町大字片白字馬場九七 八二番地先まで	後	二一・三 一・〇	一、四〇七・三
	武雄市橋町大字大日字小野原三 四五九番地先から 武雄市橋町大字片白字馬場九七 八二番地先まで	武雄市橋町大字大日字小野原三 四五九番地先から 武雄市橋町大字片白字馬場九七 八二番地先まで	前	四二・三 四・四	一、四〇七・七

●佐賀県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	武雄市橋町大字大日字小野原三四五九番地先から 武雄市橋町大字片白字馬場九七八二番地先まで	平成二〇・三・三一

●佐賀県告示第百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供す

る。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路		変更前 の別	区域	
	区	間		幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 二〇七号	鹿島市大字井手字二本柳三四一 番二地先から	鹿島市大字音成字龍源寺捌丙二 二四三番地先まで	後	七五・四 八・六	六七四・七
	鹿島市大字井手字二の谷三八四 番地先まで	鹿島市大字音成字龍源寺捌丙二 二四三番地先まで	後	六二・三 一一・三	七、八二九・九
一般国道 四四四号	鹿島市大字納富分字小路七〇七 番一地从先から	鹿島市大字音成字龍源寺捌丙二 二四三番地先まで	前	五二・七 六・九	一、二五九・七
	鹿島市大字納富分字松三六五四 番一地从先まで	鹿島市大字音成字龍源寺捌丙二 二四三番地先まで	後	一一・四	一一四・二

鹿島市大字納富分字永吉良一〇 〇〇番一地从先まで	鹿島市大字納富分字小路七〇七 番一地从先から	鹿島市大字納富分字松三六五四 番一地从先まで	前	七・三 三四・四 六・〇	一、二一三・八
鹿島市大字常広字田代七一 番一〇地先から	鹿島市大字常広字田代七一 番一〇地先から	鹿島市大字中村字水深二〇二三 番三地从先まで	前	四六・四 九・八	六一一・二
鹿島市大字常広字田代七一 番一〇地先から	鹿島市大字中村字水深二〇二三 番三地从先まで	鹿島市大字常広字田代七一 番一〇地先から	後	四九・六 九・八	六一一・三
鹿島市大字高津原字西峰三二八 三番七地先から	鹿島市大字高津原字黒川二九五 四番八地先まで	鹿島市大字高津原字西峰三二八 三番七地先から	前	八一・〇 六・七	四五六・三
鹿島市大字高津原字西峰三二八 三番七地先から	鹿島市大字高津原字黒川二九五 四番八地先まで	鹿島市大字高津原字西峰三二八 三番七地先から	後	六・七	
鹿島市大字山浦字久保甲一六一 六番一地从先から	鹿島市大字山浦字久保甲一六一 六番一地从先から	鹿島市大字山浦字久保甲一六一 六番一地从先から	前	二八・〇 六・六	四三三・九
鹿島市大字山浦字久保甲一六一 六番一地从先から	鹿島市大字山浦字久保甲一六一 六番一地从先から	鹿島市大字山浦字久保甲一六一 六番一地从先から	後	五二・七 六・九	六四一・三
鹿島市大字山浦字久保甲一六一 六番一地从先から	鹿島市大字山浦字久保甲一六一 六番一地从先から	鹿島市大字山浦字久保甲一六一 六番一地从先から	前	一八・〇 六・五	六〇〇・〇

●佐賀県告示第百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の

とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市大字音成字龍源寺搦丙二二四三番地先まで 鹿島市浜町字中籠三八三番一地从先から 鹿島市大字井手字武の柳六六一番一地从先から 鹿島市大字井手字二の谷三八四番地先まで 鹿島市大字常広字田代七一番一〇地先から	平成二〇・三・三一
一般国道 四四四号	鹿島市大字納富分字小路七〇七番一地从先から 鹿島市大字納富分字松三六五四番一地从先まで 鹿島市大字納富分字永吉良一〇二一六番六地从先から 鹿島市大字納富分字永吉良一〇〇〇番一地从先まで	"
一般国道 四九八号	鹿島市大字常広字田代七一番一〇地先から 鹿島市大字中村字水深二〇二三番三地从先まで	"
県道 鹿島嬉野線	鹿島市大字高津原字西峰三二八三番七地从先から 鹿島市大字高津原字黒川二九五四番八地从先まで	"
県道 山浦肥前鹿島停車場線	鹿島市大字山浦字久保甲一六一六番一地从先から 鹿島市大字納富分字前田九六三番一地从先まで	"

●佐賀県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供す

る。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前後の別	幅員メートル
県道 牛津芦刈線	小城市芦刈町三王崎字四本松三二六番一地从先から 小城市芦刈町三王崎字四本松二八三番二〇地先まで	後	二七・一 〃 一二・四
	小城市芦刈町三王崎字四本松三二六番一地从先から 小城市芦刈町三王崎字四本松二八三番二〇地先まで	前	一八・三 〃 七・三
			延長 メートル 五〇六・五 五〇五・四

●佐賀県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 牛津芦刈線	小城市芦刈町三王崎字四本松三二六番一地从先から 小城市芦刈町三王崎字四本松二八三番二〇地先まで	平成二〇・三・三一

◎佐賀県告示第百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		区域	
	前	後	幅員 メートル	延長 メートル
県道 北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字白壁字二本松五四〇八番地先から 三養基郡みやき町大字白壁字一本栗五一五番六地先まで	三養基郡みやき町大字白壁字二本松五四〇八番地先から 三養基郡みやき町大字白壁字一本栗五一五番六地先まで	一・二・八 八・一	二二〇・〇
	三養基郡みやき町大字白壁字二本松五四〇八番地先から 三養基郡みやき町大字白壁字一本栗五一五番六地先まで	三養基郡みやき町大字白壁字二本松五四〇八番地先から 三養基郡みやき町大字白壁字一本栗五一五番六地先まで	一・二・七 六・九	二二〇・〇

◎佐賀県告示第百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字白壁字二本松五四〇八番地先から 三養基郡みやき町大字白壁字一本栗五一五番六地先まで	平成二〇・三・三一

◎佐賀県告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		区域	
	前	後	幅員 メートル	延長 メートル
県道 坂口藤吉線	三養基郡みやき町大字坂口字五本松一三二五番地先から 三養基郡みやき町大字坂口字五本松一二八〇番一地先まで	三養基郡みやき町大字坂口字五本松一三二五番地先から 三養基郡みやき町大字坂口字五本松一二八〇番一地先まで	一・一・四 四・七	五二三・〇
	三養基郡みやき町大字坂口字五本松一三二五番地先から 三養基郡みやき町大字坂口字五本松一二八〇番一地先まで	三養基郡みやき町大字坂口字五本松一三二五番地先から 三養基郡みやき町大字坂口字五本松一二八〇番一地先まで	七・〇 九・二	五四六・三

◎佐賀県告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 坂口藤吉線	三養基郡みやき町大字坂口字五本松一三二五番地 先から 三養基郡みやき町大字坂口字五本松一二八〇番一 地先まで	平成二〇・三・三一

●佐賀県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
県道 上有田停車 場線	西松浦郡有田町泉山二丁目三七九番一地先から	西松浦郡有田町泉山二丁目三七八番四地先まで	三七・二 、 一四・一	一一四・七
	西松浦郡有田町泉山二丁目三七九番一地先から	西松浦郡有田町泉山二丁目三七八番四地先まで		
県道 上有田停車 場線	西松浦郡有田町泉山二丁目三七九番一地先から	西松浦郡有田町泉山二丁目三七八番四地先まで	三六・九 、 一二・〇	一一八・八
	西松浦郡有田町泉山二丁目三七九番一地先から	西松浦郡有田町泉山二丁目三七八番四地先まで		

県道 梅野有田線	武雄市山内町大字宮野字奥牟田 二四七六五番三二地先から 西松浦郡有田町泉山二丁目三七二番四地先まで	後	二九・二 、 一四・五	一一八・三
	武雄市山内町大字宮野字奥牟田 二四七六五番三二地先から 西松浦郡有田町泉山二丁目三七二番四地先まで	前	三一・五 、 一五・〇	一四八・五

●佐賀県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 上有田停車 場線	西松浦郡有田町泉山二丁目三七九番一地先から 西松浦郡有田町泉山二丁目三七八番四地先まで	平成二〇・三・三一
県道 梅野有田線	武雄市山内町大字宮野字奥牟田二四七六五番三三 地先から 西松浦郡有田町泉山二丁目三七二番四地先まで	"

●佐賀県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一

日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		の区域	
	区	間	変更前後の別	幅員メートル
一般国道 四四四号	杵島郡白石町大字深浦字三本杉三七七番一地从先から	杵島郡白石町大字牛屋字文四郎	後	三二・〇
	杵島郡白石町大字深浦字三本杉三七七番一地从先から	杵島郡白石町大字牛屋字文四郎	前	二二・五
一般国道 四四四号	杵島郡白石町大字深浦字三本杉	杵島郡白石町大字牛屋字文四郎	後	三、四〇八・〇
	杵島郡白石町大字深浦字三本杉	杵島郡白石町大字牛屋字文四郎	前	四、三三三・五

●佐賀県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	杵島郡白石町大字深浦字三本杉三七七番一地从先から 杵島郡白石町大字牛屋字文四郎捌六五四八番二地先まで	平成二〇・三・三一

●佐賀県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		の区域	
	区	間	変更前後の別	幅員メートル
県道 白石大町線	杵島郡白石町大字深浦字三本杉一三八番地先から	杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川二六四四番地先まで	後	三八・七
	杵島郡白石町大字戸ヶ里字四本杉一七二六番一地从先から	杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川二六四四番地先まで	前	一〇・〇
県道 白石大町線	杵島郡白石町大字戸ヶ里字四本杉一七二六番一地从先から	杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川二六四四番地先まで	後	五、八九五・二
	杵島郡白石町大字戸ヶ里字四本杉一七二六番一地从先から	杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川二六四四番地先まで	前	四、六七〇・八

●佐賀県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月三十一日から平成二十年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康



路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 白石大町線	杵島郡白石町大字深浦字三本杉二三八番地先から 杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川二六四四番地先まで	平成二〇・三・三一

## ○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成20年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

### 1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン鳥栖

佐賀県鳥栖市轟木町1173

#### (2) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の設置者

(変更前)

株式会社ゆめタウン熊本

代表取締役 真下 梅夫

熊本県熊本市田井島一丁目2番1号

(変更後)

株式会社ゆめタウン熊本

代表取締役 吉田 恒彦

熊本県熊本市田井島一丁目2番1号

#### (3) 変更の年月日

平成19年10月30日

### 2 届出年月日

平成20年3月19日

### 3 関係書類の縦覧

#### (1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

#### (2) 縦覧期間

平成20年3月31日から

平成20年7月30日まで

### 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、多久市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成20年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーラッグコスモス多久店

多久市北多久町大字多久原787外

### 2 届出の内容

大規模小売店舗の新設

### 3 意見の概要



<p>(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要</p> <p>ア 市町名 多久市</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし</p> <p>4 意見書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成20年3月31日から 平成20年4月30日まで</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について、武雄市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。</p> <p>また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。</p> <p>平成20年3月31日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン武雄 武雄市武雄町大字武雄字馬場崎4993外</p> <p>2 届出の内容 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更</p> <p>3 意見の概要</p>	<p>(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要</p> <p>ア 市町名 武雄市</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし</p> <p>4 意見書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成20年3月31日から 平成20年4月30日まで</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、武雄市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。</p> <p>また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。</p> <p>平成20年3月31日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル武雄店 武雄市朝日町大字廿久193-1外</p> <p>2 届出の内容 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更</p> <p>3 意見の概要</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名

武雄市

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の総覧

(1) 総覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 総覧期間

平成20年3月31日から

平成20年4月30日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成20年3月24日佐賀市営土地改良事業(基幹水利施設管理)筑後川下流地区の施行に同意した。

平成20年3月31日

佐賀県知事 古川 康

○ 正 誤

平成二十年三月十四日付け佐賀県公報第二三〇三〇号中訂正

頁	所	誤	正
4	上段 左から七行目	平成二〇・三・一一	平成二〇・三・一四

平成二十年三月十八日付け佐賀県公報号外中訂正

頁	所	誤	正
1	上段 左から三行目	B0006	B0006 B0008

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月三十一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社 古川総合印刷